



厚生労働省発表
平成21年3月27日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部			
障害者雇用対策課			
課長	吉永	和生	
主任障害者雇用専門官	佐藤	珠己	
障害者雇用専門官	竹中	郁子	
電話	5253-1111(内)5857, 5789		
	3502-6775(直通)		

障害者の雇用の促進等に関する法律第39条第2項の規定に基づく 都道府県教育委員会に対する適正実施勧告の発出について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）では、国及び地方公共団体の任命権者に対し、法定雇用率（2.1%。都道府県に置かれる教育委員会及びその他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあっては2.0%）以上の身体障害者又は知的障害者の雇用を義務付けており、法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない（法第38条第1項）ほか、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）を行うことができる（法第39条第2項）。

下記の都道府県教育委員会については、平成18年1月を始期とする3年間にわたる障害者採用計画を作成したにもかかわらず、計画終期に当たる平成20年12月31日現在、当該採用計画を適正に実施していないと認められたことから、厚生労働大臣にあっては、法第39条第2項の規定に基づき、これらの教育委員会に対して、新たに作成した平成21年1月を始期とする障害者採用計画を適正に実施し、障害者の採用を進めるよう、適正実施勧告を行った。

なお、国の機関については、全ての機関で雇用率を達成していることから、適正実施勧告の対象とすべき機関はなかった。

また、都道府県の機関については、障害者採用計画を作成しなければならない機関が9機関あったが、雇用率の達成に向けた指導を踏まえた取組が行われた結果、適正実施勧告の対象とすべき機関はなかった。

さらに、障害者採用計画を適正に実施していない市町村の機関等については、都道府県労働局長が適正実施勧告を行うこととしている。

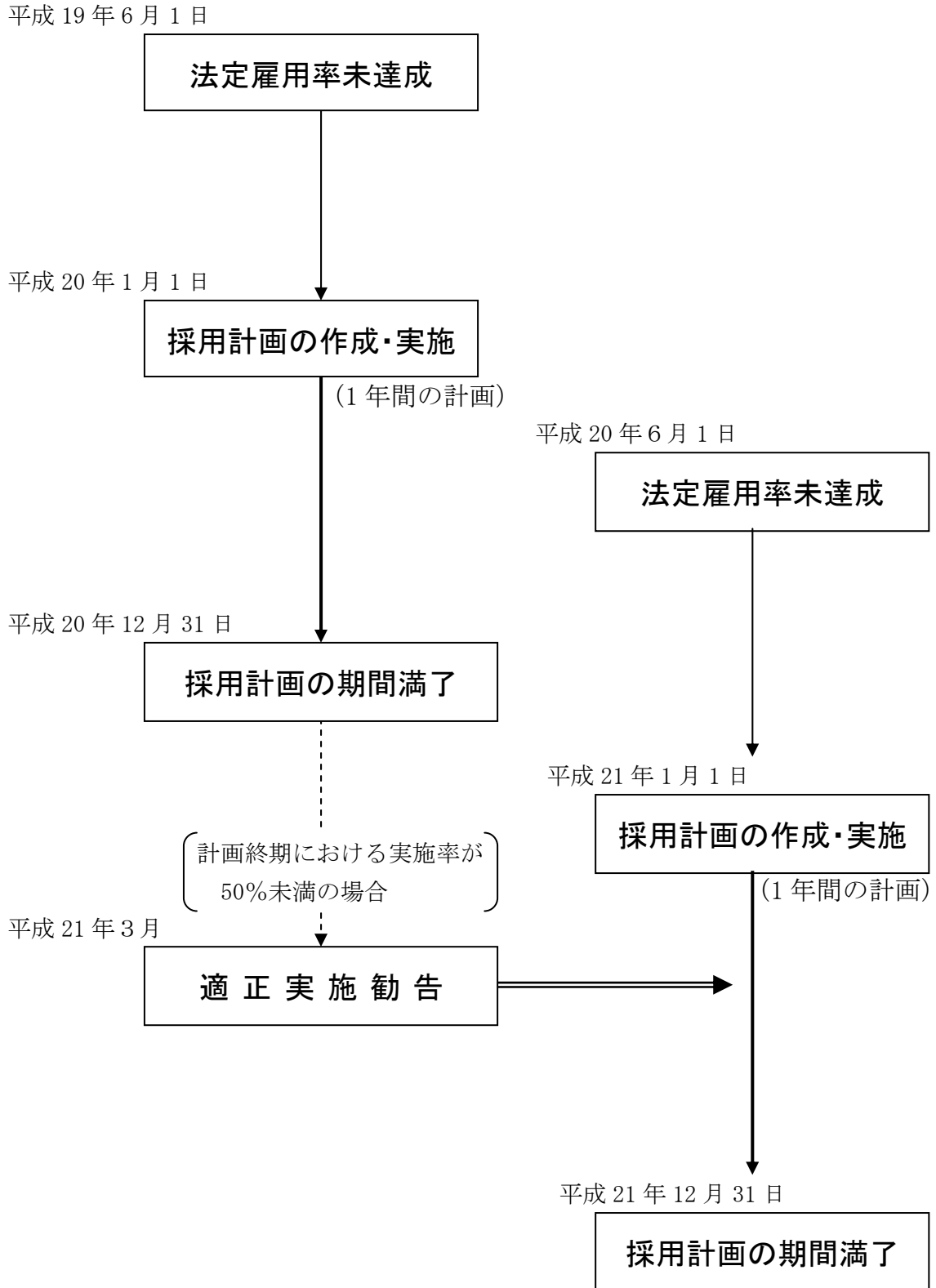
記

◎ 適正実施勧告の対象となる都道府県教育委員会（37機関）

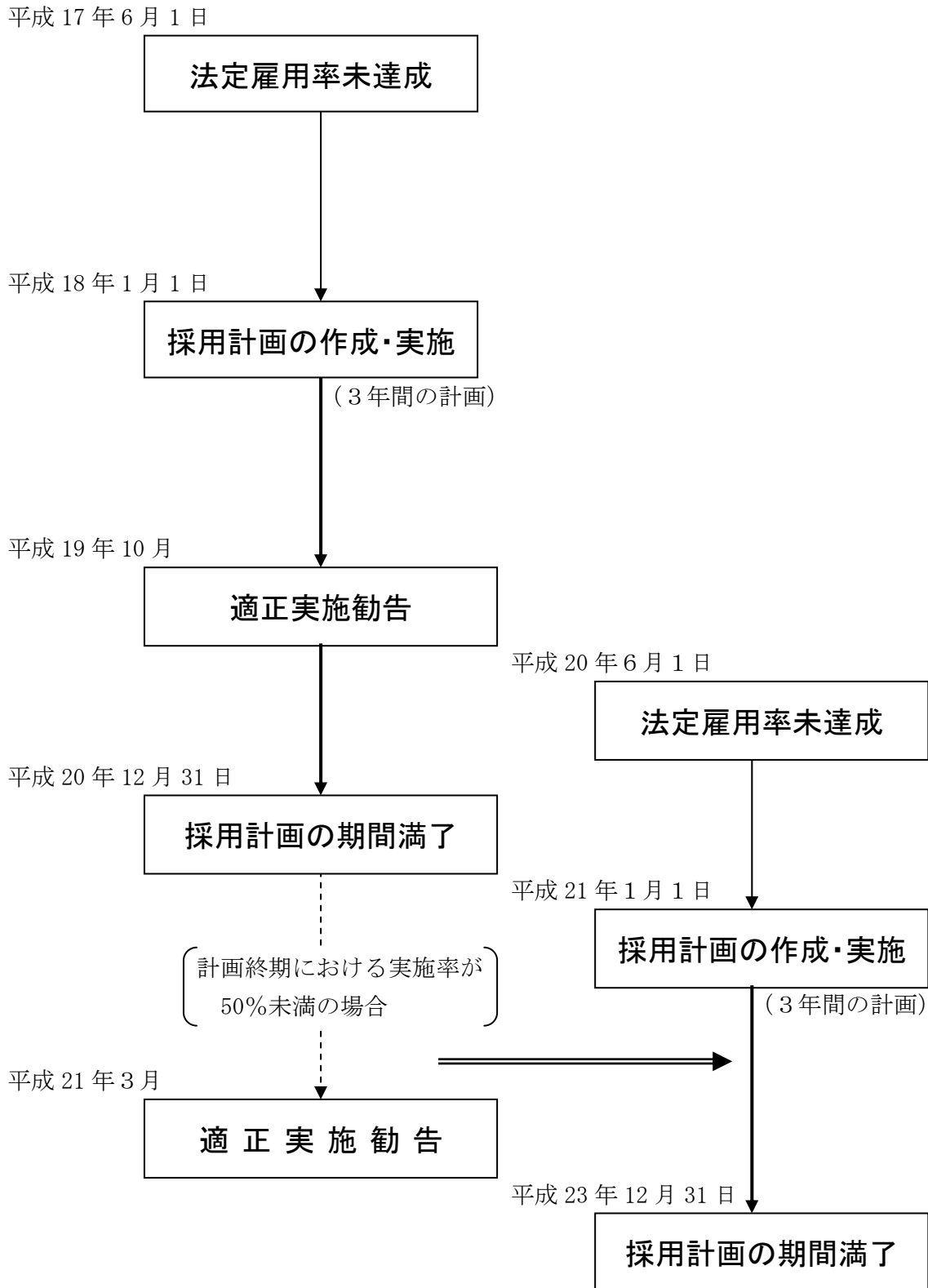
- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| ○ 北海道教育委員会 | ○ 神奈川県教育委員会 | ○ 島根県教育委員会 |
| ○ 青森県教育委員会 | ○ 新潟県教育委員会 | ○ 岡山県教育委員会 |
| ○ 岩手県教育委員会 | ○ 富山県教育委員会 | ○ 広島県教育委員会 |
| ○ 宮城県教育委員会 | ○ 福井県教育委員会 | ○ 山口県教育委員会 |
| ○ 秋田県教育委員会 | ○ 山梨県教育委員会 | ○ 徳島県教育委員会 |
| ○ 山形県教育委員会 | ○ 長野県教育委員会 | ○ 愛媛県教育委員会 |
| ○ 福島県教育委員会 | ○ 岐阜県教育委員会 | ○ 高知県教育委員会 |
| ○ 茨城県教育委員会 | ○ 静岡県教育委員会 | ○ 福岡県教育委員会 |
| ○ 栃木県教育委員会 | ○ 愛知県教育委員会 | ○ 熊本県教育委員会 |
| ○ 群馬県教育委員会 | ○ 三重県教育委員会 | ○ 鹿児島県教育委員会 |
| ○ 埼玉県教育委員会 | ○ 滋賀県教育委員会 | ○ 沖縄県教育委員会 |
| ○ 千葉県教育委員会 | ○ 兵庫県教育委員会 | |
| ○ 東京都教育委員会 | ○ 鳥取県教育委員会 | |

※ 石川県教育委員会、京都府教育委員会、大阪府教育委員会、
 奈良県教育委員会、和歌山県教育委員会、香川県教育委員会、
 佐賀県教育委員会、長崎県教育委員会、大分県教育委員会、
 宮崎県教育委員会
 を除く 37 委員会

官公庁に対する雇用率達成指導の流れ図



法定雇用率 2.0%が適用される教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図



都道府県教育委員会の在職状況

○法定雇用率2.0%が適用される都道府県教育委員会

機関名	H20.12.31現在の在職状況				採用計画の実施状況					
	算定基礎 職員数	障害者数	雇用率	不足数	採用予定		採用実績		実施率	
					①職員数	②うち障害 者数	③職員数	④うち障害 者数		
全 国 計	552,890	8,851.0	1.60%	2,269.0	50,196	4,018	51,743	568.0	13.7%	
勧 告 対 象 の 機 関 3 7 10	北 海 道	28,771	463.0	1.61%	112.0	1,792	280	2,538	28.0	7.1%
	青 森	9,286	136.0	1.46%	49.0	588	66	488	4.0	7.3%
	岩 手	9,315	127.0	1.36%	59.0	473	89	441	14.0	16.9%
	宮 城	9,751	162.0	1.66%	33.0	763	49	782	7.0	13.9%
	秋 田	6,928	106.0	1.53%	32.0	251	43	312	7.0	13.1%
	山 形	6,855	75.0	1.09%	62.0	373	88	353	3.0	3.6%
	福 島	12,514	146.0	1.17%	104.0	774	130	700	4.0	3.4%
	茨 城	14,908	220.0	1.48%	78.0	1,271	170	1,460	49.0	25.1%
	栃 木	10,838	129.0	1.19%	87.0	994	112	994	10.0	8.9%
	群 馬	11,548	212.0	1.84%	18.0	790	57	946	6.0	8.8%
	埼 玉	26,159	381.0	1.46%	142.0	3,140	272	3,359	18.0	6.2%
	千 葉	22,851	338.0	1.48%	119.0	3,979	222	3,394	17.0	9.0%
	東 京	40,432	724.0	1.79%	84.0	7,300	238	7,158	35.0	15.0%
	神 奈 川	22,937	334.0	1.46%	124.0	3,603	187	3,193	16.0	9.7%
	新 潟	11,793	158.0	1.34%	77.0	974	114	1,194	18.0	12.9%
	富 山	6,298	93.0	1.48%	32.0	559	63	529	14.0	23.5%
	福 井	5,639	82.0	1.45%	30.0	431	71	364	8.0	13.3%
	山 梨	5,853	71.0	1.21%	46.0	600	51	512	4.0	9.2%
	長 野	11,967	211.0	1.76%	28.0	1,073	60	977	2.0	3.7%
	岐 阜	11,672	181.0	1.55%	52.0	1,280	81	1,479	8.0	8.5%
	静 岡	12,141	209.0	1.72%	33.0	1,611	67	1,617	21.0	31.2%
	愛 知	26,177	313.0	1.20%	210.0	4,110	249	4,404	49.0	18.4%
	三 重	9,702	151.0	1.56%	43.0	1,108	67	1,082	14.0	21.4%
	滋 賀	8,089	141.0	1.74%	20.0	567	30	857	2.0	4.4%
	兵 庫	19,419	351.0	1.81%	37.0	2,277	126	2,673	13.0	8.8%
	鳥 取	4,234	63.0	1.49%	21.0	429	40	328	12.0	39.2%
	島 根	5,118	83.0	1.62%	19.0	263	31	373	0.0	0.0%
	岡 山	10,839	140.0	1.29%	76.0	1,098	113	1,014	16.0	15.3%
	広 島	10,083	165.0	1.64%	36.0	1,050	83	857	3.0	4.4%
	山 口	8,730	117.0	1.34%	57.0	599	58	552	9.0	16.8%
	徳 島	5,350	89.0	1.66%	18.0	280	48	305	6.0	11.5%
	愛 媛	9,268	159.0	1.72%	26.0	750	68	555	9.0	17.9%
	高 知	5,747	99.0	1.72%	15.0	256	65	208	9.0	17.0%
	福 岡	14,880	218.0	1.47%	79.0	858	122	871	8.0	6.5%
	熊 本	9,715	185.0	1.90%	9.0	743	39	747	9.0	23.0%
	鹿 児 島	10,448	150.0	1.44%	58.0	590	63	879	5.0	5.3%
	沖 縄	9,953	126.0	1.27%	73.0	580	96	1,044	3.0	1.7%
勧 告 対 象 外 の 機 関	石 川	6,436	126.0	1.96%	2.0	452	42	493	0.0	0.0%
	京 都	7,773	168.0	2.16%	0.0	法定雇用率達成				
	大 阪	24,425	539.0	2.21%	0.0	法定雇用率達成				
	奈 良	6,394	129.0	2.02%	0.0	法定雇用率達成(20.6.1)				
	和 歌 山	6,715	147.0	2.19%	0.0	法定雇用率達成(20.6.1)				
	香 川	5,817	122.0	2.10%	0.0	法定雇用率達成(20.12.31)				
	佐 賀	5,797	92.0	1.59%	23.0	360	38	487	27.0	52.5%
	長 崎	9,413	186.0	1.98%	2.0	516	34	578	12.0	31.5%
	大 分	6,805	107.0	1.57%	29.0	365	56	261	40.0	99.9%
	宮 崎	7,107	127.0	1.79%	15.0	326	40	385	29.0	61.4%

(注)

1) 実施率 = $\frac{④}{③} \div \frac{②}{①}$

2) 石川県教育委員会及び長崎県教育委員会については、障害者の職員の採用予定があり、法定雇用率達成の見通しが立っていることから勧告の対象外とする。

3) 京都府教育委員会については、平成20年6月1日現在の在職状況となっている。

国及び都道府県の機関に対する、これまでの適正実施勧告発出状況

- 平成17年
 - (1) 国の機関（1機関）
金融庁
 - (2) 都道府県の機関（4機関）
群馬県病院局
警視庁
静岡県がんセンター局
高知県警察本部

- 平成18年
 - (1) 国の機関
該当なし
 - (2) 都道府県の機関（3機関）
岩手県医療局
警視庁
高知県警察本部
 - (3) 都道府県教育委員会（4機関）
青森県教育委員会
山形県教育委員会
千葉県教育委員会
沖縄県教育委員会

- 平成19年
 - (1) 国の機関
該当なし
 - (2) 都道府県の機関（4機関）
東京消防庁
警視庁
三重県病院事業庁
長崎県離島医療圏組合
(注) 同組合は、地方公共団体の組合であって、県が加入している特別地方公共団体であるため、本省による指導の対象となっているもの。
 - (3) 都道府県教育委員会（38機関）

北海道教育委員会	茨城県教育委員会	新潟県教育委員会
青森県教育委員会	栃木県教育委員会	富山県教育委員会
岩手県教育委員会	群馬県教育委員会	石川県教育委員会
宮城県教育委員会	埼玉県教育委員会	福井県教育委員会
秋田県教育委員会	千葉県教育委員会	山梨県教育委員会
山形県教育委員会	東京都教育委員会	長野県教育委員会
福島県教育委員会	神奈川県教育委員会	岐阜県教育委員会

愛知県教育委員会	広島県教育委員会	長崎県教育委員会
三重県教育委員会	山口県教育委員会	熊本県教育委員会
滋賀県教育委員会	徳島県教育委員会	宮崎県教育委員会
兵庫県教育委員会	香川県教育委員会	鹿児島県教育委員会
島根県教育委員会	高知県教育委員会	沖縄県教育委員会
岡山県教育委員会	福岡県教育委員会	

(注) 公的機関の採用計画は1年間を基本とするが、都道府県教育委員会については、3年間の採用計画を作成し、中間年及び採用計画の終期の実施状況を踏まえ、適正実施勧告を行うこととなっており、この38都道府県教育委員会に対する勧告については、採用計画の中間年の実施状況を踏まえ、実施したものである。

○ 平成20年

(1) 国の機関

該当なし

(2) 都道府県の機関

該当なし

(参考2)

国、地方公共団体の機関における障害者の在職状況(平成20年6月1日現在)

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	299,851 人	6,548.0 人	2.18 %	38 / 38	100.0 %
行政機関	272,626 人	5,929.0 人	2.17 %	29 / 29	100.0 %
立法機関	3,256 人	70.0 人	2.15 %	5 / 5	100.0 %
司法機関	23,969 人	549.0 人	2.29 %	4 / 4	100.0 %

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	326,448 人	7,968.5 人	2.44 %	152 / 160	95.0 %
都道府県知事部局	267,644 人	6,555.5 人	2.45 %	47 / 47	100.0 %
その他の都道府県機関	58,804 人	1,413.0 人	2.40 %	105 / 113	92.9 %

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	962,319 人	22,397.0 人	2.33 %	2,107 / 2,512	83.9 %

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	645,933 人	10,459.0 人	1.62 %	78 / 141	55.3 %
都道府県教育委員会	553,373 人	8,767.0 人	1.58 %	4 / 47	8.5 %
市町村教育委員会	92,560 人	1,692.0 人	1.83 %	74 / 94	78.7 %

- 注 1 各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

関係条文

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)(抄)

(雇用に關する国及び地方公共団体の義務)

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員（一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、第四十三条第一項の厚生労働大臣の定める時間数未満である常時勤務する職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に關する計画を作成しなければならない。

(採用状況の通報等)

第三十九条 （略）

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に關し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)(抄)

(法第三十八条第一項の政令で定める率)

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の二・一とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二とする。